

笠間市第2次地域福祉計画（平成25～29年度）

【概要版（案）】

■ 計画の概要

1. 計画策定の目的

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する法定計画です。

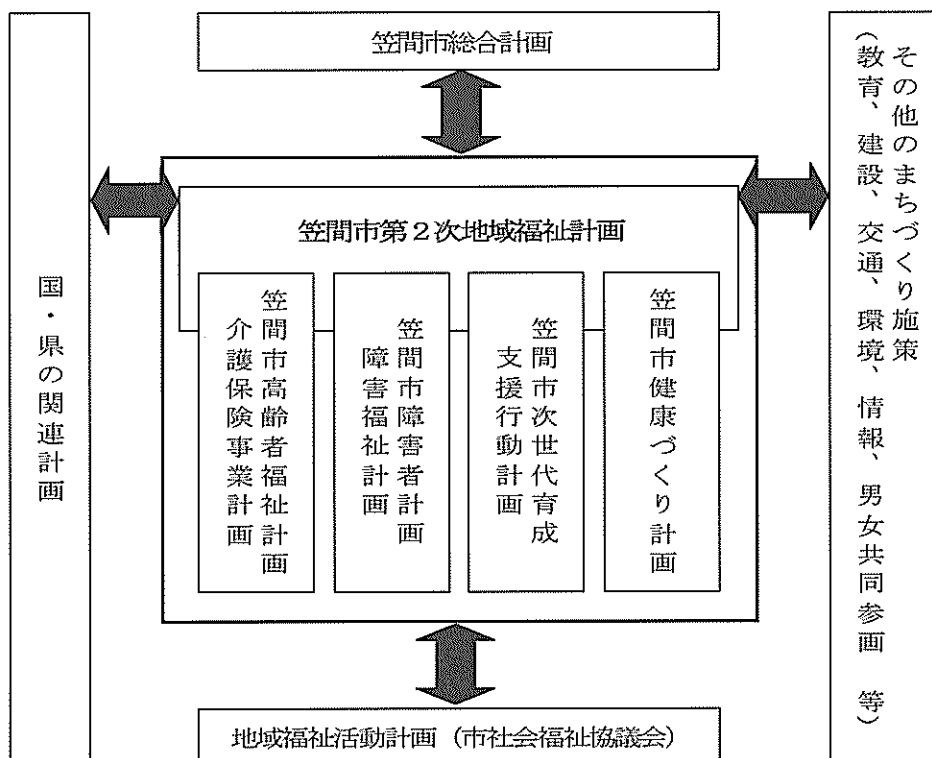
本市では、子どもから高齢者、障がい者、住民の誰もが、住みなれた地域の中で、心豊かに安心して暮らしていけるよう「みんなで支えあう 福祉のまち かさま」を基本理念とし、平成20年3月に「笠間市地域福祉計画」（平成20年度から平成24年度）を策定して地域福祉を推進してきましたが、5か年の計画期間が終了することから、これまでの流れを踏まえ、計画の見直しを行い、新たに「笠間市第2次地域福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

市政運営の基本方針である市総合計画の部門別計画としての性格を有し、市の推進すべき施策の方向を明らかにするものです。

また、高齢者、障がい者、児童等の福祉に関連する市の他の分野別計画に基づく施策を推進していく上で基本的な方向を示したものです。さらに、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図り、本市における総合的な地域福祉を推進するためのものです。

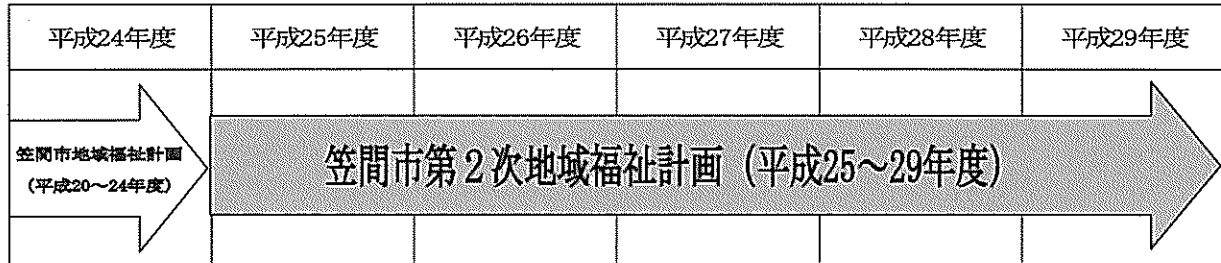
【各計画との関連図】



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。ただし、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

【計画の期間】



■笠間市第2次地域福祉計画

1. 地域福祉とは

これまで対象者ごとに取り組んできた福祉を、様々な人が住んでいる「地域」という場所を中心に考え、支援を必要としている人たちを、共に助け合いながら支えていこうというものです。

そのために、地域住民、各種団体、行政が、それぞれの力を十分に発揮して、様々な課題解決に向けて、どのような役割分担のもとに連携と協力を進めていくかという点を考えていく必要があります。①個人や家族で行うこと（自助）、②地域住民相互の助け合いで進めること（共助）、③行政が主となって取り組むこと（公助）の3つの視点から考えるものです。

2. 計画の基本的考え方

(1) 基本理念

笠間市総合計画で「にぎわいの創造」、「やさしさの創造」、「ふれあいの創造」の3つの基本方針のもと、「住みよいまち、訪れてよいまち 笠間 ～みんなで創る 文化交流都市～」を将来像にまちづくりを進めています。

本計画では、住民一人ひとりが尊重され、だれもが健やかに暮らせる住みよいまちづくりに向けて、「みんなで支えあう 福祉のまち かさま」を基本理念として、住民、団体と行政の協働による自助、共助、公助のバランスの取れた地域福祉を目指します。

【基本理念】 みんなで支えあう 福祉のまち かさま

(2) 計画の基本的視点

本計画の策定及び個別施策の実施に当たっては、基本的な視点を次のように定めます。

視点1 住民参加の視点

福祉教育の充実や福祉活動の関心を高め、行政区組織、ボランティア団体やNPO法人等の育成・活動支援の充実、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携を図り地域に応じた福祉活動を展開していくための幅広い住民参加を目指します。

視点2 利用者中心の視点

地域の人材や施設等の地域福祉資源の有効活用に努め、地域住民ができるだけ身近な生活圏で必要なサービスを利用できる環境づくりを進め、サービス情報の提供や利用促進に取り組みます。

視点3 サービスの総合化の視点

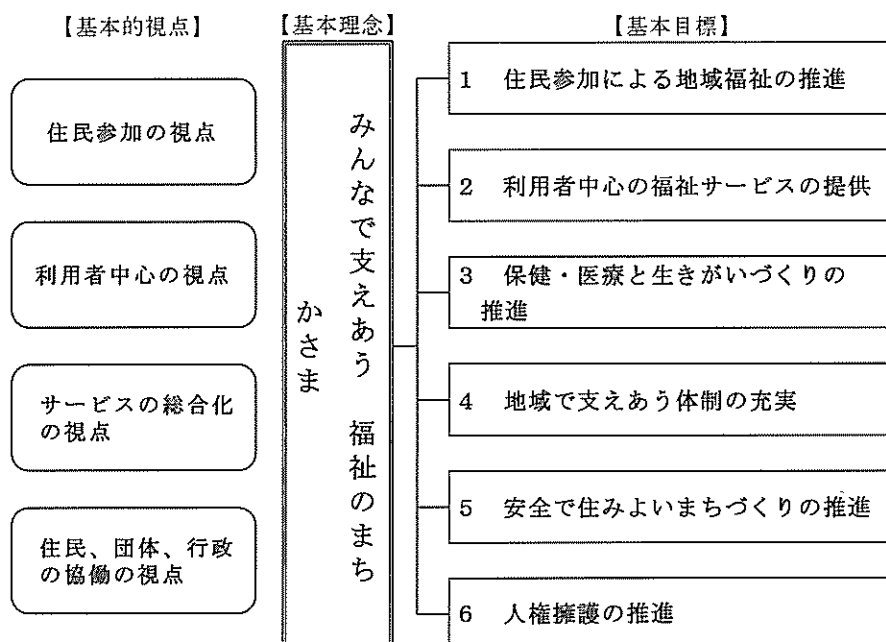
地域で支援を必要とする様々な人や新たな課題に対して、地域住民、団体、関係機関や行政が協働して支援するためのネットワークを築くとともに、福祉、保健、医療その他生活関連分野にまたがる公共的サービス・民間によるサービスなど複数のサービスを適切に組み合わせることで総合化することにより、サービスの質や量を確保し、利用者のニーズに応じた多様な福祉サービスが提供できる体制を目指します。

視点4 住民、団体、行政の協働の視点

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を構築するため、日常生活におけるさまざまな課題に対し、住民のニーズ把握に努め、福祉の基盤整備や、住民、団体が活躍できるような条件整備に努めます。また、住民、団体等は地域の課題に応じた施策の提案を行い、協働による望ましい地域福祉の実現を目指します。

(3) 計画の基本目標

本計画の基本理念を具体化していくために、6つの基本目標を設定し、施策・事業による取り組みを推進します。



目標1 住民参加による地域福祉の推進

地域福祉を推進するには、住民個々が必要と思われる支援を他人任せにするのではなく自分自身が積極的に地域の輪に入り、できる範囲での役割を果たすことが望まれます。そのためには、各種機会を利用した広報・啓発活動を進め、福祉教育による住民意識の向上と、地域リーダーやボランティアの人材育成を図り、地域福祉活動への住民参加や地域で支えあう体制づくりを推進していきます。

目標2 利用者中心の福祉サービスの提供

地域福祉の重要な柱として、地域におけるサービスの適切な利用の推進と、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民の参加促進があげられます。利用者のニーズに応じた適切な情報提供、総合的な相談体制の充実と日常生活自立支援事業や成年後見制度の推進等により、利用者中心の福祉サービスの提供と福祉サービスの質の向上を図ります。

目標3 保健・医療と生きがいづくりの推進

豊かな長寿社会を実現していく上で、健康で生きがいのある日々を過ごすことは、個々人の努力目標でもあり、地域福祉を推進する前提ともなります。住民の健康意識の高揚とともに、健康づくりに向け、保健・医療との連携強化を図ります。

また、就労意欲のある高齢者及び障がい者等が、地域で自立した生活を営むことができるよう就労機会の確保に努めます。

目標4 地域で支えあう体制の充実

地域福祉の推進には、公的な福祉サービス以外に、高齢者や障がい者、子育て中の親子等を地域で支える共助の部分を中心に推進していきます。市内で活動している福祉活動団体への支援と連携によるサービス支援体制の充実、地域コミュニティの活動拠点の整備やコミュニティビジネスの振興等に努めるとともに、地域における交流活動の活性化を促し、支えあいのコミュニティづくりを推進していきます。

目標5 安全で住みよいまちづくりの推進

だれもが住みやすく、社会参加しやすい環境づくりを進めることは、地域福祉の基盤となる部分です。高齢者や障がい者等の交通弱者に配慮し、地域のバリアフリー化や移動交通手段の充実・確保を図るとともに、地域ぐるみの防犯体制の強化、災害時要援護者の安否確認と避難支援、自主防災組織の育成等による防災体制の充実により、安全で住みよいまちづくりを推進します。

目標6 人権擁護の推進

わが国の福祉は、年齢、性別や身体的条件等に係りなく、だれもが自分らしく生きるノーマライゼーション[※]社会の実現を目指して推進されています。さまざまな機会を通じて住民の人権意識の高揚・啓発を図り、住民の抱える人権問題に関する相談体制の充実、判断能力の十分でない人への支援、男女が互いに尊重しあう社会づくりに向けて事業を推進していきます。

※ノーマライゼーション：誰もが住みなれた地域で生活できるような「共に生きる」地域社会を目指すこと。今日の社会福祉における基本的な考え方となっている。

(4) 計画の体系

